

平成 20 年度機構・定員審査に当たっての  
政策評価結果活用状況

総務省行政管理局

## 1 各府省の機構・定員要求に当たっての反映状況

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）において、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないとされ、また、予算の作成等に当たりその適切な活用を図るように努めなければならないとされている。

総務省行政管理局は、各府省に対して、政策評価の結果を機構・定員要求も適切に反映し、要求時に、評価結果が記載されている評価書を添付し、該当箇所を明示することを求めている。

## 2 政策評価結果の活用事例

総務省行政管理局では、これらの結果を活用しつつ審査を行った。その事例については、参考資料のとおりである。（活用例につき各府省 1 事例程度を抽出したもの）

## 3 今後の課題

政策評価結果の活用を通じて、現状には以下の問題点が認められた。

- ・ 機構・定員要求に反映したとして、各府省から提出された政策評価の結果には、機構・定員について触れられたものが少ない。
- ・ 政策の目的・目標を達成するために体制強化が必要とする評価に際し、既存体制による効率的な実施等の体制強化に代わる手段との比較がほとんどなされていないことから、評価結果と機構・定員要求との関連が不明確。
- ・ 各府省の実績評価の単位は、ほとんどが施策レベルとなっているが、要求内容に比べ範囲が広すぎるため、当該政策全体の内容や進捗状況を把握する点においては有用であるが、機構・定員審査に活用するために必要な情報が得られるものとはなっていない。

(参考資料)

平成 20 年度機構・定員審査に当たっての政策評価の活用事例

## 内閣府

### 1. 政策の概要

政策目的	我が国の安全規制体制の下で、安全確保に万全を期し、より実効性のある原子力防災体制を構築する。
政策目標	上記目的のため、以下の達成目標を設定。 ① 原子力防災対応を確実なものとするために、原子力安全委員会が独自に実施している参集訓練、通報訓練等を合わせて5回以上実施する。 ② 国及び地方公共団体が主催する原子力防災訓練へ参加する。
政策の概要	関係機関との連携の下、緊急時対応が一層有効に機能するように訓練等へ積極的に参画するとともに、原子力安全委員会独自の訓練を実施する。 <政策に含まれる事業（政策手段）> ① 原子力防災対応に係る各種訓練の参加・実施 ② 国及び地方公共団体が主催する原子力防災訓練への参加

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	① 原子力災害時等の関係省庁との連携はより一層強固なものとなっており、実践的な独自の訓練等の実施により、さらに実効性のある原子力防災体制の構築の前提となる緊急時対応能力の向上が図られている。 ② 原子力防災対策については、独自に原子力災害時の技術的助言に係る訓練等を実施するとともに、国及び地方公共団体が主催する原子力防災訓練に参加することで、限られた人員の下で、原子力災害発生時に迅速な対応ができるよう、効率的な体制を構築している。 ③ 原子力防災対策については、国が主催する原子力総合防災訓練への参加等を積極的に行い、政策統括官（防災担当）部局等との連携を図り、迅速に情報交換できる体制の確立に努めた。
評価結果の機構・定員要求への反映	新潟県中越沖地震による原子力発電所への影響等を踏まえ、原子力安全委員会事務局における危機管理能力向上のための企画官1名の新設を要求する。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	新たに想定される災害に対する訓練シナリオの企画立案、国内外における核／放射線テロ対策等に係る検討に参画し、関係機関の管理職級との調整を行なうとともに、平時から訓練を受け、災害時には現地の事務対策本部長として連絡調整の総括に当たる危機管理担当の企画官1名の新設を認める。
----------	--

評価結果の活用状況	原子力安全委員会が独自に実施している各種訓練の実施状況、国及び地方公共団体が主催する原子力防災訓練への参加状況等を確認し、原子力防災対策の充実が必要であることから、それに対応する体制整備のため、上記の機構の新設を認めることとした。
-----------	---

## 公正取引委員会

### 1. 政策の概要

政策目的	独占禁止法違反行為に対する措置
政策目標	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。
政策の概要	独占禁止法に反する疑いのある行為について所要の調査（立入調査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、その排除のために必要な措置（勧告、警告、注意）等を講ずる。

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	独占禁止法違反事件に対する審査活動において、①国民生活に重大な影響を与える事件を処理したこと、②多様な事件の処理に努めたこと、③異なる分野においてそれぞれ刑事告発を行ったことなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。
評価結果の機構・定員要求への反映	H18年1月に設置された「犯則審査部」は、H19年6月までの1年半の期間に既に3件の刑事告発を実現している。要処理事件数は引き続き高い水準で推移していくものと見込まれ、H20年度においては、少なくとも3件程度の刑事告発に繋げる事案を含め、全体で8件程度の調査の実施を見込んでいる。これらに対処するために犯則審査部の審査体制の強化・拡充が必要であり、事件審査を担当する職員25人の増員が必要。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	審査局犯則審査部に、事件審査を担当する職員20人の増員を認める。
評価結果の活用状況	これまでの実績に加え、課徴金減免制度の順調な始動や通常の申告件数の増大、受け皿となる地裁・地検の拡大等を背景に、今後もこの傾向が継続することが想定される。官製談合を始めとする悪質・重大な事案については、厳正な対処が強く求められていることに鑑みれば、年間8件の調査、内3件の告発が可能な体制を整備するという公正取引委員会の主張には一定の合理性が認められる。

## 警察庁

### 1. 政策の概要

政策目的	組織犯罪対策の推進
政策目標	銃器対策の推進
政策の概要	<p>我が国で犯罪に使用されている真正けん銃のほとんどは国外から密輸入されたものであること、暴力団等の犯罪組織がけん銃を組織的に管理していること及び銃器問題が市民の生命、身体の安全に直結する問題であることから、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散の阻止を図る。具体的には、以下の施策を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 組織犯罪対策の推進体制の整備</li><li>② 組織の総合力を発揮した取締りの実施</li><li>③ 特別強化月間の設定</li><li>④ 研修の実施</li><li>⑤ 国内関係機関との連携の強化</li><li>⑥ 銃器犯罪根絶の集いの開催</li></ol>

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>銃器発砲事件の発生件数及びけん銃使用事件の認知件数が減少し、暴力団の対立抗争に起因するとみられる発砲事件は発生しなかったが、国内におけるけん銃の押収丁数が減少しており、これは、隠匿や密輸・密売の方法の潜在化・巧妙化が原因と考えられる。また、平成19年に入り、暴力団員によるけん銃発砲事件が相次いで発生するなど、依然として厳しい情勢にあることから、引き続き情報収集活動の強化と捜索・差押えの徹底、組織中枢にいる者の検挙に向けた突き上げ捜査の徹底等の対策を講ずる必要がある。</p>
評価結果の機構・定員要求への反映	<p>暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収や密輸・密売事件の摘発を更に徹底するとともに、国内外の関係機関との連携を推進する。このようなための体制整備として以下の増員を要求。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 銃器犯罪対策強化のための増（4人）</li></ul>

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	<p>けん銃押収丁数が減少傾向にある中、違法銃器が深く潜在化している状況は認められ、従来と異なる手法による対策を講じていく必要性は理解できるところであり、国内外の関係機関との連携等、銃器犯罪対策強化のための増員（4人）を認めた。</p>
評価結果の活用状況	<p>暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収や密輸・密売事件の摘発を更に徹底するとともに、国内外の関係機関との連携推進の必要性は認められるところ。</p>

## 金融庁

### 1. 政策の概要

政策目的	財務書類の信頼性を維持・向上することで、証券市場を活性化
政策目標	監査法人等に対する審査・検査を厳正に行うことにより、監査法人等による厳正な会計監査を確保
政策の概要	日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査や監査法人等に対する検査を更に拡充することで、監査証明の虚偽記載等を抑制

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>18年度末における公認会計士及び監査法人の数は3年前に比べてそれぞれ16.4%及び12.6%増加しており、これらに対する処分件数も増加している。一方、改正公認会計士法(平成20年4月施行)により、虚偽の監査証明を行った監査法人等に対する課徴金制度が新たに導入されるとともに、外国監査法人等への報告徴収や立入検査等が可能となる。</p> <p>上記の業務量増加に対応しつつ財務書類の信頼性を維持・向上するためには、監査法人等に対する審査・検査体制の強化が必要である。</p>
評価結果の機構・定員要求への反映	<p>監査法人等に対する審査・検査体制の強化のため、以下を要求。</p> <p><b>機構要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公認会計士・監査審査会事務局長の専任化</li><li>・ 同事務局統括検査官(監査法人等検査担当)の新設</li></ul> <p><b>定員要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査法人等に対する検査等の体制整備6</li><li>・ 外国監査法人等に対する検査等の支援体制整備3</li><li>・ 諸外国関係機関との連携強化のための体制整備2</li></ul>

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	<p>① 監査法人等の数が増加する中でこれらに対する処分件数も増加しており(H15:4件→H18:17件)、より深度ある審査・検査が求められていること、</p> <p>② 改正公認会計士法(20年4月施行)により、品質管理レビューを受けていない又は拒否している監査法人等に対する審査・検査が新たに発生すること、</p> <p>③ 上記法により、外国監査法人等に対する審査・検査が新たに発生すること、</p> <p>以上の業務量増加に対応するため、以下の定員を認めることとした。</p> <p><b>定員要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査法人等に対する検査等の体制整備4</li></ul>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外国監査法人等に対する検査等の支援体制整備 1</li></ul>
評価結果の活用状況	業務量について定量的な分析がなされていなかったため、ヒアリング等をとおして業務量指標のトレンド等を把握した上で、必要増員を精査した。

## 総務省

### 1. 政策の概要

政策目的	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供
政策目標	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。
政策の概要	統計行政に係る基本的事項の企画・立案、統計調査に係る的確な審査・調整などを行うことで、統計調査の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を推進 社会経済情勢の変化に対応した調査事項、集計内容の見直し等により統計の精度向上、調査対象の負担軽減を推進

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>【平成 18 年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況】 目標年度を迎えた半数以上の指標において目標値を達成。</p> <p>【今後の課題】 規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）等を踏まえ、統計行政に関する基本的事項の企画・立案、調整等を政府横断的に行う立場から、統計調査の市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を推進する。 国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を進める。また、統計調査の民間開放について、実証的な検証の事前実施等、調査ごとの特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要。さらに情報通信技術の活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図る。</p>
評価結果の機構・定員要求への反映	<p>産業構造の変化等に対応した統計整備のため、また、各種検討会等の結論等を踏まえ、所要の措置を講じることとし、以下について増員要求を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 少子・高齢化社会に対応する人口移動統計及び推計人口統計を整備するための体制整備</li><li>○ サービス産業動向統計を作成するための調査を実施するための体制整備</li></ul>

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 少子・高齢化社会に対応する人口移動統計及び推計人口統計を整備するための体制整備 人口統計にかかる推計方法の精度の改善、作成のための企画立案、事前調整に関する業務を行う人口移動・人口推計担当課長補佐 1 名の増員を認める。</li></ul>
----------	--

	<p>○ サービス産業動向統計を作成するための調査を実施するための体制整備</p> <p>民間事業者に対する適切な指導、評価等を行う指導担当補佐 1 名及び指導係長 1 名の増員を認める。</p>
評価結果の活用状況	<p>要求内容が、政策評価結果の中で今後の課題とされている事項(産業構造の変化等に対応した統計整備、統計調査の市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組推進など)に対応するものとなっているかについて確認した。</p>

## 法務省

### 1. 政策の概要

政策目的	好ましくない外国人の排除
政策目標	基本目標：平成 20 年までの 5 年間で不法滞在者を半減させ、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。 達成目標：平成 20 年度までの 5 年間で不法滞在者を半減させる。
政策の概要	<p>近年、国際的な犯罪組織の暗躍等により、我が国において外国人の関与する各種の犯罪が多発しており、また、不法残留者数(注)は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあるばかりか、不法就労期間も長期化傾向にあり、さらに、我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり、その不法就労行為は、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしている。</p> <p>入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯の取締り(摘発・收容・送還)の強化に必要な経費・要員の確保・充実及び收容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、新たな入管法違反者の入国を防止するため、最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し、偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどの水際対策を推進。</p> <p>(注) 不法残留者数は、我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も我が国に滞在している者の数であり、入国管理局において把握している。</p>

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>摘発体制の強化等、法違反者への対応のための体制整備に関して、①入国警備官 36 人を増員配置し大阪入国管理局に摘発方面隊を創設、②東京入国管理局において入国警備官 34 人及び入国審査官 5 人を増員配置し、身柄引取件数の増加に対応するとともに、土日祝日における身柄引取を開始、③成田空港支局の收容場の拡充に伴い入国警備官 28 人を増員配置し送還体制を確立の取組を行った。</p> <p>また、水際対策の強化に関しては、①偽変造文書鑑識体制の充実のための経費として 97 百万円を措置、②出入国審査業務の充実強化を図るため、入国審査官計 55 人を増員配置の取組を行った。</p> <p>本件施策について、必要性の観点から検討すると、不法滞在者等好ましくない外国人を退去強制手続等により排除するという作用は、本来的に国が行うべきものであり、また、不法滞在者の半減は政府の目標であることから、社会のニーズに合致していることは明らかである。さらに、効率性の観点からは、摘発等により退去強制するというだけでなく、データ分析や偽変造文書対策などの水際対策を強化して新たな不法残留者の発生を防ぐとともに、一般</p>
----------	---

	<p>社会に対する啓発活動を併せて行う等、様々な側面からの取組を行うことにより、最大限の効果を挙げるべく取り組んでいるとすることが出来る。またこれらが着実に成果を上げていることから、有効性の観点からも、18年度の取組が妥当であったと評価できる。以上から、今後とも、組織を挙げてのプロジェクト体制を引き続き推進し、不法滞在者等好ましくない外国人を排除するための取組を進めていくとともに、必要な経費・要員を確保することとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>本施策の目標として、平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させることを掲げているところ、19年1月1日現在の本邦における不法残留者数は17万839人で、前年同期と比較して2万2,906人(11.8%)の減少となった。これにより、平成16年からの3年間で4万8,579人減少したこととなるが、18年における減少数は過去3年間で最も大きいものであった。</p>
<p>評価結果の機構・定員要求への反映</p>	<p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させるため、地方入国管理局に以下のとおり増員を要求。(計222人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出入国審査業務の充実強化に伴う増(41人)</li> <li>② 在留管理業務の充実強化に伴う増(73人)</li> <li>③ 退去強制手続業務の充実強化に伴う増(94人)</li> <li>④ 難民審判業務の充実強化に伴う増(14人)</li> </ul>

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

<p>審査結果(概要)</p>	<p>平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させるために本年度必要な人員として、以下のとおり認めることとした。(計193人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出入国審査業務の充実強化に伴う増(38人)</li> <li>② 在留管理業務の充実強化に伴う増(58人)(3年後見直し)</li> <li>③ 退去強制手続業務の充実強化に伴う増(83人)</li> <li>④ 難民審判業務の充実強化に伴う増(14人)(5年後見直し)</li> </ul>
<p>評価結果の活用状況</p>	<p>不法滞在者等好ましくない外国人を退去強制手続等により排除する取組における、摘発体制の強化等及び水際対策を強化し新たな不法滞在者の発生を防ぐ取組のための体制整備の効果が確認された。</p>

## 外務省

### 1. 政策の概要

政策目的	外交実施体制基盤の整備・強化（このうち「世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力」の部分について）
政策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制の整備・強化
政策の概要	世界の主要国としてふさわしい定員・機構を達成することにより外交実施体制を強化する。

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	平成19年度定員要求では、合計51の定員増を行い、6大使館、2駐在官事務所を設置し、外交実施体制の強化に進展が見られた。
評価結果の機構・定員要求への反映	激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、外交実施体制をさらに整備・強化する必要があると判断し、平成20年度機構要求については、在外公館の新設（6大使館、2総領事館）及び1総領事館の廃止、定員要求については、242人の増員（減員▲140）を要求した。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	<p>○ 機構審査</p> <p>総合的な外交力に配慮し、5大使館、2総領事館の新設を認めた。ただし、20年度に1総領事館及び21年度に1総領事館を廃止すること等の措置を併せて講ずることとし、全体として既存機構の合理的再編により対処した。</p> <p>○ 定員審査</p> <p>総合的な外交力に配慮し、新設7公館に必要な定員15人（新規のみ）を含め、191人の増員を認めた（うち23人はアタッシェ増）が、定員合理化計画等により▲92人を削減し、在外公館に重点的に増員を割り振る等メリハリの効いた審査を行った。</p>
評価結果の活用状況	<p>機構審査に当たっては、安全保障などの政治的重要性、資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、企業支援や邦人保護の観点からの重要性、国際場裏での支持獲得等の観点も踏まえた相手国の国際社会での位置づけ等を踏まえ、世界の主要国としてふさわしい機構の達成に向け、7公館の新設を認めた。</p> <p>定員審査に当たっては、世界の主要国としてふさわしい定員を確保するため、特に在外公館の体制整備が必要と判断し、191人の増員のうち、120人を在外公館に割り振った。</p>

## 財務省

### 1. 政策の概要

政策目的	国際物流の迅速化・円滑化の推進
政策目標	コンプライアンスの優れた事業者に対して通関手続を簡素化するAEO制度を推進することにより、国際物流のセキュリティ強化と効率化を図る
政策の概要	AEO制度の適用者の増加を図るとともに、諸外国との同制度の相互認証を進める

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>18年6月にWCOにおいて策定されたAEO制度に係るガイドラインを踏まえて、「貿易手続改革プログラム」(H19.5.14アジア・ゲートウェイ戦略会議策定)において、日本版AEO制度の構築が最重要課題の一つされるとともに、諸外国との相互認証を進めることとされた。また、「骨太2007」では同プログラムの着実な実施が必要とされた。</p> <p>上記政策を進めるに当たっては、制度の利用申請が増加するとともに、諸外国との連絡・調整事務が新たに発生することから、これらに対応するための増員が必要である。</p>
評価結果の機構・定員要求への反映	<p>優良事業者の認定や諸外国との連絡・調整体制の整備のため、以下を要求。</p> <p><b>機構要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 認定事業者調整官の新設</li></ul> <p><b>定員要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ AEO制度構築に係る体制整備2</li><li>・ 優良事業者の認定及び事後監査体制の整備21</li></ul>

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	<p>① 今秋より米国、豪州、ニュージーランド、EU、中国、韓国、ASEANとの交渉が開始されることから、連絡・調整事務が増大すること、</p> <p>② 「貿易手続改革プログラム」に則って、特定輸出申告制度を利用可能な事業者による輸出額の割合を、現在の2割(22社)から20年末には5割超(1000社)にすることを目標としていること、</p> <p>③ 適用対象を通関業者等に拡大するなど制度の拡充を検討しており、今後も利用申請が増加する見込みであること、</p> <p>以上の業務量増加に対応するため、以下の機構・定員を認めることとした。</p> <p><b>機構要求</b></p>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定事業者調整官の新設</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">定員要求</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AEO制度構築に係る体制整備 2</li> <li>・ 優良事業者の認定及び事後監査体制の整備 5</li> </ul>
評価結果の活用状況	<p>増員の試算が不明確であったため、ヒアリング等をおして業務量指標のトレンド等を精査することにより、再試算。また、AEO制度が浸透すれば定員の合理化が可能との認識を共有できたため、「平成 20 年度減量・効率化方針」に将来において合理化を検討することを明記。</p>

## 文部科学省

### 1. 政策の概要

政策目的	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進
政策目標	地震及び火山に関する調査研究や、災害発生時の被害軽減を目指した防災科学技術に関する研究開発を推進し、自然災害に強い防災科学技術基盤を確立する。
政策の概要	「地震・津波観測監視システム」の構築（平成18～21年度）を新規に開始したほか、「地震調査研究推進」（平成17年度～）、「東南海・南海等海溝型地震に関する調査研究」（平成15～20年度）、「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」（平成14～18年度）等を実施。

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	上記のプロジェクトを通じ、東南海地震の想定震源域に海底ネットワークシステムを敷設するための技術開発を行い、国民の安全・安心を脅かす海溝型巨大地震・津波の早期検知等を目指した研究開発が進展したことをはじめ、地震災害、火山災害、気象災害、土砂災害等の被害軽減のための研究開発について、平成18年度の研究課題数計18件のうちの80%以上が当初計画通りに進捗し、自然災害に強い科学技術基盤の確立に寄与することとなったことから、概ね想定どおりに結果が得られた。
評価結果の機構・定員要求への反映	引き続き防災科学技術の基盤の構築に向けた研究開発を推進するとともに、中央防災会議等と連携しながら、これらの研究開発の成果について社会還元するための方策を検討している防災教育支援に関する懇談会「中間とりまとめ」を踏まえ、新規事業として「防災教育支援推進プログラム」を実施する概算要求を行っている。本事業の遂行のためには、事業に係る各種調査・分析を行った上での詳細な企画・立案や、委託契約作業、並びに、関係行政機関及び地方公共団体等との綿密な連携・調整が必要不可欠であり、2人の増員が必要。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	研究開発局地震・防災研究課に、1人の増員を認める。
評価結果の活用状況	平成18年度の研究課題数計18件のうちの80%以上が当初計画通りに進捗した等の状況を受け、これらの研究開発の成果について社会還元することが重要。20年度より新たに「防災教育支援推進プログラム」を推進し、防災教育のコンテンツの整備と配信、防災教育に携わる人材育成、防災教育の実践方法の確立といった諸施

策を実施するために、一定の体制整備の必要性は認められる。

## 厚生労働省

### 1. 政策の概要

政策目的	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
政策目標	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること
政策の概要	労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等に対して、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導に加え、定期的に又は申告等に応じた訪問による指導監督を行い、法違反等の是正を図る。

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者に対する指導監督の実施等により、職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)及び職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率はともに0.4%減少し、対前年度1%以上減の目標は達成できていないものの着実に減少しており、また、労働者派遣法第34条(就労条件等の明示)及び同法第35条(派遣先への通知)の違反率はそれぞれ5.0%、3.3%低下し、目標である対前年度1%以上減を達成しており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られている。
評価結果の機構・定員要求への反映	平成20年度要求においては、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保に向けて、法違反等の是正のための指導監督の実施等が効果的であることが認められるという評価結果を踏まえて、本省内部部局について、労働者派遣事業、職業紹介事業等の指導監督に関して各都道府県労働局の指揮等を行う中央需給調整事業指導官(1)、特に専門性や困難性の高い事案への対処方針の策定・指導監督に係る指揮を行う主任中央需給調整事業指導官(仮称)(1)、都道府県労働局について、主任需給調整指導官及び需給調整指導官(計40)の要求があった。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	労働者派遣事業者、職業安定事業者が依然として増加傾向にある中、これに対応して両事業に対する指導監督体制を強化する必要性が認められることから、都道府県労働局の主任需給調整指導官及び需給調整指導官(計32)を認めるとともに、違反事例の収集・分析に基づく適切な指導監督方針の策定等により、効果的な指導監督を行う必要性が認められることから、中央需給調整事業指導官(1)を認めることとした。 主任中央需給調整事業指導官(仮称)(1)については、広域・複雑事案に際して、高度な専門的判断に基づく対処方針の策定、都道
----------	--

	<p>府県労働局の指揮、他省庁とのハイレベルな調整等を行う必要が認められることから、これを認めることとした。</p>
<p>評価結果の活用状況</p>	<p>評価書では、労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者に対する指導監督の実施等により、法違反等の是正が図られ、施策目標の達成に向けた進展が見られるとしている。確かに、労働者派遣事業については指標以上の法違反率の低下が見られ、施策の効果が十分に発現しているといえる。一方で、職業安定事業については、法違反率の低下は見られるものの、指標は達成できておらず、施策の効果が十分に発現しているとはいえない。現状では、都道府県労働局の主任需給調整指導官及び需給調整指導官が労働者派遣事業及び職業安定事業の指導監督を実施し、本省の2人の中央需給調整事業指導官がその方針の策定等を行っているが、労働者派遣事業及び職業安定事業ともに事業者数が増加する中であって、効果的な指導監督が実施できていないものと考えられる。また、法違反率には表れないものの、広域・複雑事案については、社会的影響も大きく、高度な専門的判断に基づく対処方針の策定等による確実な対応が必要である。</p> <p>このため、本省の主任中央需給調整事業指導官（仮称）（1）及び中央需給調整事業指導官（1）、都道府県労働局の主任需給調整指導官及び需給調整指導官（計32）を認めることとしたものである。</p> <p>ただし、労働者派遣事業及び職業安定事業の事業者数、法違反率等の推移を見極める必要があることから、主任中央需給調整事業指導官については、3年後見直しとした。</p>

## 農林水産省

### 1. 政策の概要

政策目的	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮
政策目標	森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。
政策の概要	<p>森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、国民のニーズに応えた多様で健全な森林への誘導、国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進等が必要であることから、多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備、森林の保全の確保、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用、山村の活性化等に関する施策を推進する。</p> <p>具体的には、①重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進（二酸化炭素吸収源としての森林の整備等）、②国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取り組みの推進、③山地災害等の防止、④森林病虫害等の被害の防止、⑤国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、⑥山村地域の活性化が挙げられる。</p>

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>各目標はおおむね順調に推移しているものの、二酸化炭素の森林吸収源対策については、現行の整備水準では森林吸収目標 1,300 万炭素トンの達成が困難であり、今後とも森林吸収源対策を着実に推進することが必要である。</p> <p>また、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を通じて、森林の有する多様な機能が十全に発揮され、良好な状態に維持されている森林と緑豊かな国土を未来に引継いでいくことが重要である。</p>
評価結果の機構・定員要求への反映	<p>(平成 20 年度機構・定員要求の概要)</p> <p>京都議定書における 6%の温室効果ガスの削減目標を達成するためには、森林整備を進め、1,300 万炭素トンの森林吸収量を達成することが必要であり、このためには間伐を推進し、間伐対象森林の 8割を適正な状況に整備する必要がある。このような中、政府一体となって美しい森林づくり推進国民運動が進められることとなり、今後、森林所有者や林業関係者をはじめ、行政機関・民間組織・企業・個々の国民が一体となった運動の展開を図る必要性があるとして美しい森林づくり担当の定員を要求</p> <p>(要求と評価結果との関係)</p> <p>評価結果には、温室効果ガスの削減目標を達成するための森林整備の必要性、美しい森林づくり推進国民運動の推進について触れられており、これに合致する要求となっている。</p>

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	<p>平成 19 年度に、関係省庁連絡会議や国民運動の中核的な組織となる民間主導の全国・地方レベルの推進体制が整備されているが、これは、林野庁を挙げて機動的に人員を確保し、対応したことによる。平成 20 年度以降は、さらに国民運動（①美しい森林づくり推進国民運動の基本的な方針の企画立案、②関係省庁との閣僚級や局長級の連絡会議の開催、意見交換、具体的な活動の提案、③民間主導の全国・地方レベルの推進会議や民間団体との連絡調整や情報提供、民間団体等が行なう関連活動への協力、活動のPR等による民間団体の活動の促進等）を図る必要があり、これらの新たな業務への対応が必要となるため、2 人の新規増員を認めることとした。</p>
評価結果の活用状況	<p>評価結果にある「美しい森林づくり推進国民運動」の展開内容の詳細なヒアリングを通じて把握し、それを基に要求定員の算出根拠などを精査した。</p>

## 経済産業省

### 1. 政策の概要

政策目的	消費者行政（製品・取引）の推進
政策目標	消費者が、安全な製品を利用できる環境や、商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の生命・身体・財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。
政策の概要	<p>① 製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生等を防止するために、規制対象品目ごとに「消費生活用製品安全法」等製品安全4法が定められており、この中で特に危険性が高い品目を指定し、品目ごとに技術基準を定めている。こうした製品安全関連法令に基づき、規制対象製品を指定する、事業者に対する試買テスト、立入検査を実施する等により、製品事故の未然防止・再発防止を図る。</p> <p>② 訪問販売、通信販売等特にトラブルの多い特定の取引、クレジット取引、商品取引等について事業者の行為に対する一定の規制及びトラブルが生じた場合の民事ルールを定めることに加え、最新のトラブル実態を把握するためのモニタリング事業や実態調査等を行うことにより、市場の健全な運営の確保を図る。また、既に生じたトラブルについては法に基づく行政処分の執行によって厳正に対処することで消費者（委託者）保護を徹底する。</p>

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>製品安全の分野については、昨年、消費生活用製品安全法を改正し、事故情報の報告・公表制度を新設したことで、製品事故の再発防止策を強化したところであるが、今後は、さらに市場出荷後における製品事故の未然防止策を講じる必要がある。</p> <p>また、取引の安全の分野については、消費者トラブルに対する機動的な対応を行ってきたこともあり、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は、ここ1、2年は大幅な減少傾向にあるが、特定商取引については、依然として相談件数は高い水準にあるため、今後はトラブルの温床となっている個品割賦購入あっせんを利用した訪問販売等に対する有効な規制等を行っていく必要がある。</p>
評価結果の機構・定員要求への反映	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外商品先物オプション取引等の適正化を図るために必要となる検査・監督体制の整備に係る定員を要求。</li><li>・ 特定商取引法の適切な執行を確保するために必要となる定員を要求。</li><li>・ 製品に起因する事故情報の分析・公表及び再発防止に資する対策を講じるために必要となる定員を要求。</li><li>・ 製品の長期使用による経年劣化等による製品事故を未然に防ぐ</li></ul>

ための体制を整備するために必要となる定員を要求。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要))	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外商品先物オプション取引等の適正化を図るため、課長補佐 1 人及び係長 1 人の増員を認めた。</li><li>・ 特定商取引法違反事業者を厳正に取り締まるため、課長補佐 2 人及び係長 4 人の増員を認めた。</li><li>・ 製品の重大事故情報の収集、分析、公表等に係る体制を強化するため、係長 2 人の増員を認めた。</li><li>・ 長期使用の経年劣化による重大製品事故を未然に防止する体制を強化するため、課長補佐 1 人及び係長 2 人の増員を認めた。</li></ul>
評価結果の活用状況	評価結果により、近年の製品安全・取引安全に係る業務量指標について把握するとともに、さらにヒアリングにおいて現状及び今後の業務量予測等の増員数の算出根拠について精査した。

## 国土交通省（航空局）

### 1. 政策の概要

政策目的	交通安全の確保
政策目標	航空事故を減らす
政策の概要	<p>○航空機の安全な運航や安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等の各種審査・検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保する。</li><li>・ 航空機の事故を防止するため、法令及び関係規程の遵守等について指導を強化する。</li><li>・ ICAO 等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。</li></ul>

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	<p>中小の航空運送事業者による航空事故等が発生したことを踏まえて、現行の施策をさらに強化拡充していく。特に事故等の要因分析に基づく対策の推進及び中小の航空運送事業者に対する監督体制の強化を行う。また、安全基準に係る ICAO 等の国際動向や航空機整備の委託等国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。</p>
評価結果の機構・定員要求への反映	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小航空会社に対する指導・監督体制を強化するために地方航空局に定員（整備審査官）を要求。 （定員要求：新規増員 2 人）</li><li>・ 国産旅客機の開発への対応や航空事故の未然防止を図るため、事故等の要因分析及び安全基準に係る ICAO 等の国際動向や航空機整備の委託等の国内動向を踏まえた我が国独自の基準を企画立案するための必要な定員（課長補佐、技術基準係）を要求。 （定員要求：新規増員 2 人）</li></ul>

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	<p>平成 19 年 3 月のボンバルディア機の胴体着陸事故など近年、航空機の設計・製造に起因するトラブルが増えており、トラブルを防止するために航空機のトラブルの原因や機材の使用状況等の分析結果を精査し、航空機の設計・製造に関する基準の企画・立案に反映していく必要がある。</p> <p>地方の近距離路線の航空需要の拡大に伴い中小航空会社の増加、当該会社が利用する機材の大型化、高度化に伴う整備方式の複雑化等によりトラブルが増加しており、中小航空会社に対する整備審査業務の体制を強化する必要がある。</p> <p>以上のことから以下の定員要求を認めることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航空機の安全性及び環境適合性の向上並びに国産機開発に係る連携の強化に伴う増 2</li></ul>
----------	---

	・ 中小航空会社の指導・監督体制の強化に伴う増2
評価結果の活用状況	政策評価結果の業績指標により、国内航空における航空事故発生件数は減少傾向にあるものの依然として年間2ケタの航空事故が発生している現状を把握するなど、関係資料を含め、目標の達成状況、施策の実施状況、課題、今後の取組の方向性等を把握し、審査に当たっての参考とした。

## 国土交通省（河川局）

### 1. 政策の概要

政策目的	河川管理施設等の戦略的維持管理
政策目標	水害等災害による被害の軽減 【河川維持管理計画（案）については策定後5年程度を目途に、河川維持管理実施計画（案）については毎年の管理実績を踏まえて、管理内容及び管理水準を継続的に見直す】
政策の概要	効果的・効率的な河川管理のため、平成19年度から、全ての直轄管理河川において、河川維持管理計画（案）及び河川維持管理実施計画（案）を策定・試行している。 都道府県管理河川においては、代表河川において、これらを策定・試行しているが、その他の河川においても、河川維持管理計画（案）等の策定にインセンティブを与え、強力に推進する。

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	近年、集中豪雨等による災害リスクの増大などにより、既存施設の適切な維持管理が求められている。また、河川管理施設が増大するとともに、その老朽化が進行してきていることから、一層効率的・効果的な河川管理が求められている。 このためには、損傷が発生してから対応する対症療法型管理から、施設の補修・保全を予防的に行い、長寿命化を目指す管理に転換することが有効である。 その具体策として、河川ごとの規模や特性を踏まえ、都道府県管理河川においても、河川維持管理計画（案）等の策定を推進することが重要であり、その体制を強化する必要がある。
評価結果の機構・定員要求への反映	国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは国の使命であり、水害対策については、国民が等しく享受すべき治水安全度が各河川で確保されている必要がある。 河川維持管理計画（案）等の策定・試行を全国的に推進するためには、計画策定において必要となる管理内容や確保すべき管理水準を明確化することが不可欠である。 このため、治水安全度の確保等に関する技術的指導等を行う体制を強化する必要がある、定員要求の理由として挙げられているものである。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	以下の理由により、要求どおり1人の増員を認めることとした。 ・河川の施設の老朽化が進む中、施設の維持管理や更新時期に関する維持管理計画の策定が求められている。維持管理について
----------	--

	<p>は、直轄河川だけでなく地方公共団体が管理する二級河川も策定する必要がある。このため、計画策定の促進、施設点検。状態の評価の手法の策定などの業務が発生するなど、これらに対応する新規増員が必要な業務量が十分に見込まれる。</p>
評価結果の活用状況	<p>審査に当たっては、施策等の概要、目的を確認するとともに、施策等の必要性、効率性、有効性等を把握するため関係資料を提出させ、それを基に要求定員の現状と増加する業務などを精査した。</p>

## 環境省

### 1. 政策の概要

政策目的	環境政策の基盤整備(環境アセスメント制度の適切な運用と改善)
政策目標	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境アセスメント制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。</li><li>環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。</li><li>戦略的環境アセスメントの導入にむけた検討。</li></ul>

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果(概要)	環境に対する新たなニーズへの対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等の間での情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。
評価結果の機構・定員要求への反映	手続を終了した案件のフォローアップの充実、ガイドラインに基づく効果的な戦略的環境アセスメントの実施に係る体制を強化するため、定員を要求。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)	戦略的環境アセスメント(SEA)や手続を終了した案件のフォローアップ等を実施するための要員として、地方環境事務所に課長補佐計7人の増員を認めた。 また、実施方針の策定や地方環境事務所との調整等の業務に対応するための要員として、総合環境政策局環境影響評価課に地方調整専門官1人の増員を認めた。
評価結果の活用状況	評価結果により、環境アセスメント制度の運用改善等の必要性を把握するとともに、ヒアリングにおいて、業務増の必要性、対象案件数など増員数の算出根拠について精査した。

## 防衛省

### 1. 政策の概要

政策目的	多用途無人航走体システムの研究
政策目標	我が国の防衛技術基盤を強化し、防衛力の質的向上を図る。
政策の概要	自律航走可能な無人水中航走体（UUV）及び無人水上航走体（USV）を統合し、偵察・警戒監視、ゲリラや特殊部隊への対処、対潜水艦戦、対機雷戦等の各ミッションに適用可能な多用途無人航走体システムに関する研究を行う。

### 2. 政策評価結果の概要

評価結果（概要）	本事業は、中期防衛力整備計画（平成16年12月10日閣議決定）に掲げるゲリラや特殊部隊による攻撃への対応として効果があるものと期待できるとともに、電波ステルス化及び多用途性に対応したモジュール化に関する技術資料を得ることにより、海上自衛隊における各種ミッションへの効果的な対応ができるものと評価できる。
評価結果の機構・定員要求への反映	無人航走体のステルス化及び耐航性設計技術、並びに、無人航走体の自律・協調航走制御技術を所掌する研究要員（研究職2名）を定員要求した。

### 3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果（概要）	多用途無人航走体システムの研究は、人的安全性や運用性等に優れた効果が期待できると共に、無人航走体のステルス化、耐航性設計技術及び無人航走体の自律・協調航走制御技術を開発する体制が不可欠と判断し、増員を認めた。
評価結果の活用状況	増員の必要性判断に当たっては、多用途無人航走体システムの必要性・開発の効果について、平成19年度政策評価書（事前の事業評価結果）の記載内容を適切と認めた。